

**令和8年度 兵庫県災害対策本部図上訓練計画作成等業務委託
公募型プロポーザル募集要項**

1 趣旨

多機関連携型の「令和8年度兵庫県災害対策本部図上訓練」の計画作成等業務を委託する者を選定するため企画提案を募集する。

2 委託条件

(1) 委託内容

別紙「令和8年度兵庫県災害対策本部図上訓練委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 委託金額

16,016千円以内（消費税及び地方消費税1,456千円を含む）

3 応募資格

受託者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 事業を適切に遂行するに足る能力(※)を有した、民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）
- (2) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (5) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (8) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること
- (9) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがな

- なくなった日から5年を経過しない者がいる法人でないこと
- (10) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと
- (11) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと
- (12) 上記(10)及び(11)並びにそれらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う法人でないこと
- (13) 役員等(役員及び経営に事実上参加している者。以下同じ。)が暴力団等の利益となる法人でないこと
- (14) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有している法人でないこと
- (15) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額)以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保すること
- (16) 本要項及び仕様書の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解したうえでプロポーザルに参加できること
- ※「事業を適切に遂行するに足る能力」とは、個々に判断することになるが、少なくとも次の要件を満たしていることが必要である。
- ①総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ②実施にあたり、県との打ち合わせ等に適正に対応できること。
- ③仕様書の記載内容に対応できること。

4 スケジュール

内 容	時 期
募集要項等の公表・配布	令和8年3月13日
質問受付期間	令和8年3月23日
質問に対する回答期限	令和8年3月30日
参加申込書類の提出期限	令和8年4月3日
審査会	令和8年4月上旬
審査結果の通知・公表	令和8年4月下旬

5 応募

(1) 関係書類提出期間

令和8年3月13日（金）～令和8年4月3日（金）15時

※説明会は実施しない

(2) 質問の受付及び質問への回答方法

① 質問受付期間

令和8年3月13日（金）から3月23日（月）17時まで

② 提出物及び提出部数

質問書（様式第1号）1部

③ 提出方法

質問書（様式第1号）に質問事項を記入のうえ、電子メールにて送付

※電子メール送信後に提出先に電話により提出確認を行うこと

④ 質問への回答方法

3月30日（月）までに質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、県ホームページ上にも掲載する。

⑤ 受付及び回答

募集要項、仕様書に係る事項に限り受け付ける。提案書の作成、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

(3) 企画提案の申請

① 申請の受付期間

令和8年3月13日（金）～4月3日（金）15時まで

② 提出書類及び部数

番号	企画提案申請の提出書類		部数
1	様式第2号	応募申込書	1
2	様式第3号	誓約書	1
3	様式第4号	法人等の概要	1
4	様式第5号	役員一覧表	1
5	様式第6号	実施体制	1
6	様式第7号	類似業務実績	1
5	任意様式	企画提案書 ・企画内容 ・その他（任意）	正1副5
6	様式第8号	経費積算見積書 ・当業務に係る所要経費を全て見積もり、金額は消費税込みの金額を記載すること	1

		<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県知事宛の見積書とすること ・詳細の見積内訳、積算根拠を記載すること 	
7	任意様式	提案内容補足説明資料	正 1 副 5
8	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ア 法人登記簿謄本（写し） イ 納税証明書（国税及び地方税）（写し） ・直近 1 年分 	各 1

③ 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、受付期間必着とする。

④ 応募後の参加辞退

企画提案参加辞退書（様式第 9 号）を下記期限までに提出すること。

期限：令和 8 年 4 月 8 日（水）17 時まで

ただし、持参する場合は、9 時から 12 時まで、13 時から 17 時までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定められた休日を除く。

提出方法：電子メール、持参又は郵送

※電子メールを原則とし、郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、受付期間必着とする。

(4) 参加申込・応募書類提出

ア 提出された書類は返却しない。

イ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出の受付は、各日の 10 時から 17 時まで（12～13 時を除く）。ただし、最終日は 10 時から 15 時までであることに注意すること。

(5) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県危機管理部災害対策課 災害対策班

電話：078-362-9451

E-mail:saitai@pref.hyogo.lg.jp

6 審査方法

(1) 審査方法

ア 提出書類をもとに、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）で、提出された企画提案書等

に基づくプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、その意見を受けて選定することとし、委員会は非公開とする。

イ 審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に決定する。

ウ 審査の結果、評価点の最も高い事業者が複数となった場合は、以下の

㉞～㉟の順に評価点の高い事業者を選定する。

㉞ 企画内容に関すること

㉟ 業務実施体制に関すること

㊱ 見積金額に関すること

エ プレゼンテーション

開催日時：令和8年4月中旬

開催場所：兵庫県災害対策センター

(神戸市中央区下山手通5-10-1)

開催方法：対面形式

オ プレゼンテーションの詳細は、参加申込期限後に参加事業者へ別途通知する。

カ 必要に応じ、プレゼンテーション前に企画提案書に関するヒアリングを行うことがある。

(2) 評価基準

下記の評価項目、評価の視点に基づき評価する。

評価項目	評価の視点
資格	業務責任者、業務管理者等の資格、経歴
業務実績	同種、類似業務又は国実施事業の実績
業務実施体制	円滑に業務を進めることができる業務実施体制を構築できるか
企画内容	業務の趣旨、内容を十分に理解した内容となっているか 事業目的遂行にあたっての創意工夫がなされているか 実効性のあるマニュアルの修正案を提案できるか
見積金額	適正かつ妥当な見積金額となっているか

(3) 結果通知

ア 選定結果のいかんに関わらず、速やかに参加各社宛に選定結果を通知する。

イ 選定に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 失格

以下のような場合、失格とすることがある。

- ア 県災害対策課を通じず、県関係者に対してプロポーザルに関する問い合わせ等を行った場合
- イ 審査委員またはプロポーザル関係者に援助を直接または間接に求めた場合
- ウ 応募書類が本要領に示された要件を満たしていない場合
- エ 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- オ その他、直接または間接に公平な審査に支障を来たした場合

7 委託契約の締結

- (1) 県は、受託予定者と提案事業の実施方法、仕様書等について協議・調整を行い、契約上限額の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 委託契約の締結に当たっては、プロポーザル募集要項、兵庫県財務規則、その他諸規定に従うものとする。
- (3) 受託者は契約締結まで至らなかった場合は、県災害対策課は受託予定者を除く応募者のうち、評価基準に基づく評価の高い者から順に契約交渉を行うことができることとし、(1)の契約が不調に終わった場合は、次に評価の高かった者と交渉する。
- (4) 受託者は県災害対策課の承認を得なければ、契約に係る業務の履行の第三者への再委託、契約に係る第三者への譲渡及び契約に係る義務の第三者への継承はできないものとする。
- (5) 受託者は秘密保持の義務を負うこととし、業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならず、本業務が終了した後も同様とする。
- (6) 受託者は個人情報情報を適切に管理・保護することとし、それに必要な措置を講じることとする。

8 契約の変更、解除

- (1) 契約内容どおりの事業執行が認められない場合は、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額を変更する場合がある。
- (2) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、若しくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (3) 契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 実績報告書

委託事業終了後は、実績報告書を提出するものとする。

10 委託料の支払い

- (1) 委託料は、事業終了後に提出された実績報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。
- (2) 契約の相手方となる事業者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、委託契約の締結に当たって、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要であるが、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合は、全部又は一部を免除する。
- (3) 契約締結日は、選定結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施する。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の記載内容の変更や2種類以上の企画提案書の提出は認めない。
- (3) 参加申請後に兵庫県指名停止基準要綱に基づく指名停止又は兵庫県契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (4) 採用された事業計画書に記載のない事項及び義疑が生じた場合は、その都度県災害対策課と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 令和8年度の県予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、当案件に係る契約を締結しないことがある。

12 事務局

兵庫県危機管理部災害対策課 中村、下山

電話：078-362-9451

E-mail:saitai@pref.hyogo.lg.jp